

○野尻寮使用規程

昭和44年4月1日

制定

改正 昭和46年4月1日

昭和47年4月1日

昭和56年4月1日

平成元年4月1日

平成20年4月1日

平成26年7月1日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員の厚生施設として設置された駒澤大学野尻寮（以下「寮」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用資格)

第2条 寮を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学学生及び法人諸学校学生・生徒
- (2) 本学教職員・同窓生及びその家族、その他本学関係者
- (3) 学外者（本学が認めた者）

(使用手続)

第3条 寮の使用を希望する者は、使用責任者を定め、所定の申込書に必要事項を記入し、使用開始日の10日前までに学生部厚生課に提出するものとする。

2 使用を許可された者には、使用許可証を交付するものとする。

(使用の取消し又は変更)

第4条 使用の取消し、又は使用人数、使用期間等の変更については、使用開始日の7日前までに学生部厚生課に、また、本学が休業のときは直接寮に連絡し許可を受けるものとする。

(使用日数)

第5条 使用日数は、1回について6泊7日を限度とする。

(使用許可証等の提示)

第6条 使用責任者は、寮到着後直ちに管理人に使用許可証及び身分証明書を提示しなければならない。

(使用期間の制限)

第7条 次の期間は、寮の使用を中止する。

- (1) 8月14日から8月16日まで
- (2) 11月18日から3月15日まで
- (3) その他本学が臨時に定めた期間

(弁償)

第8条 使用者が故意に建物又は附属設備、備品等を破損又は紛失したときは、その相当額を弁償しなければならない。

(使用料金)

第9条 使用料金は、別表に定めるとおりとし、使用申し込みと同時に納入しなければならない。

(使用料金の返還)

第10条 いったん納入した使用料金は、返還しないものとする。ただし、次の各号の一に該当したときは、全額を返還する。

- (1) 本学又は寮の都合により使用できないとき。
- (2) 使用前日の正午までに使用取消しを申し出たとき。
- (3) その他やむを得ない事由と認められたとき。

(使用上の心得)

第11条 使用者は、別に定める野尻寮使用者心得を順守しなければならない。

(所管)

第12条 寮使用に関する事務の所管は、学生部とする。

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

別表

使用者	使用料金
(1) 本学学生及び法人諸学校学生・生徒	2,000円（税別） （1人1泊3食付）
(2) 本学教職員・同窓生及びその家族、その他本学関係者	3,000円（税別） （1人1泊3食付）
(3) 学外者（本学が認めた者）	4,000円（税別） （1人1泊3食付）